

新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス事業所等に対するサービス継続支援事業について

1 サービス継続支援事業費補助金について

2 新型コロナウイルス感染症が発生した
社会福祉施設等への応援職員の派遣について

3 連絡事項

1. サービス継続支援事業補助金について

(1) 障害福祉サービス施設・事業所等のサービス継続支援事業

新型コロナウイルスの感染者等が発生した施設・事業所において、建物の消毒に要する費用や職員の感染等に伴う人員確保等、サービスの継続に必要な経費を支援する。

対象施設・事業所

対象となるサービス種別

① 利用者又は職員に新型コロナウイルスの感染者が発生した施設・事業所
※職員に感染者と接触があった者(同居している場合に限る)が発生し職員が不足した場合を含む。

全サービス共通

② 感染者と接触があった者に対応した施設・事業所

短期入所/施設入所支援/共同生活援助/福祉型障害児入所施設/医療型障害児入所施設/居宅介護/重度訪問介護/同行援護/行動援護/就労定着支援/自立生活援助/居宅訪問型児童発達支援/保育所等訪問支援

③ 感染等の疑いのある利用者又は職員に対し、一定の要件のもと、自費で検査を実施した障害者支援施設又は共同生活援助事業所(①、②の場合を除く)

施設入所支援/共同生活援助

④ ①以外の事業所であって、当該事業所の職員により、居宅で生活している利用者に対して、できる限りのサービスを提供した事業所

療養介護/生活介護/自立訓練/就労移行支援/就労継続支援A型/就労継続支援B型/児童発達支援/医療型児童発達支援/放課後等デイサービス

※ 通常形態でのサービス提供が困難であり、休業を行った場合であって感染を未然に防ぐために代替措置を取った場合(近隣自治体や近隣施設・事業所で感染者が発生している場合又は感染拡大地域である場合(感染者が一定数継続して発生している状況等)に限る。)

1. サービス継続支援事業補助金について

(1) 障害福祉サービス施設・事業所等のサービス継続支援事業

対象施設・事業所

対象経費

① 利用者又は職員に新型コロナウイルスの感染者が発生した施設・事業所

※職員に感染者と接触があった者(同居している場合に限る)が発生し職員が不足した場合を含む。

○緊急雇用に係る費用、割増賃金・手当、職業紹介料、損害賠償保険の加入費用、帰宅困難職員の宿泊費、連携機関との連携に係る旅費、一定の要件に該当する自費検査費用(障害者支援施設・共同生活援助事業所に限る)

○施設・事業所の消毒・清掃費用

○感染症廃棄物の処理費用

○感染者又は感染者と接触があった者への対応に伴い在庫不足が見込まれる衛生・防護用品の購入費用

(以下の費用は、代替サービス提供期間の分に限る)

○代替サービス提供に伴う緊急雇用に係る費用、割増賃金・手当、職業紹介料、旅費、損害賠償保険の加入費用

○代替場所の確保費用(使用料)

○居宅介護事業所に所属する居宅介護職員による同行指導への謝金

○代替場所や利用者宅への旅費

○利用者宅を訪問して健康管理や相談援助等を行うため緊急かつ一時的に必要な車や自転車のリース費用

○通所できない利用者の安否確認等のためのタブレットのリース費用(通信費用は除く)

② 感染者と接触があった者に対応した施設・事業所

○一定の要件に該当する自費検査費用

③ 感染等の疑いのある利用者又は職員に対し、一定の要件のもと、自費で検査を実施した障害者支援施設又は共同生活援助事業所(①、②の場合を除く)

④ ①以外の事業所であって、当該事業所の職員により、居宅で生活している利用者に対して、できる限りのサービスを提供した事業所

※通常形態でのサービス提供が困難であり、休業を行った場合であって感染を未然に防ぐために代替措置を取った場合(近隣自治体や近隣施設・事業所で感染者が発生している場合又は感染拡大地域である場合(感染者が一定数継続して発生している状況等)に限る。)

○居宅を訪問してサービスを提供する場合に必要な費用

・代替サービス提供に伴う緊急雇用に係る費用、割増賃金・手当、職業紹介料、損害賠償保険の加入費用

・代替場所の確保費用(使用料)

・居宅介護事業所に所属する居宅介護職員による同行指導への謝金

・代替場所や利用者宅への旅費

・利用者宅を訪問して健康管理や相談援助等を行うため緊急かつ一時的に必要な車や自転車のリース費用

・通所できない利用者の安否確認等のためのタブレットのリース費用(通信費用は除く)

※上記費用は、代替サービス提供期間の分に限る。

1. サービス継続支援事業補助金について

(2) 障害福祉サービス施設・事業所との協力支援事業

感染者が発生した施設・事業所の利用者に必要なサービスを確保する観点から、当該施設・事業所からの利用者の受入れや当該施設・事業所への応援職員の派遣等、協力する施設・事業所において必要な経費を支援する。

対象施設・事業所

対象となるサービス種別

対象経費

① 「(1) 障害福祉サービス施設・事業所等のサービス継続支援事業」の①又は②に該当する施設・事業所に対し、協力する施設・事業所

② 感染症の拡大防止の観点から必要があり、自主的に休業した障害福祉サービス等事業所に対し、協力する施設・事業所

※「自主的に休業」とは、各事業者が定める運営規程の営業日において、営業しなかった日（利用者の居宅への訪問によるサービスのみを提供する場合を含む。）が連続3日以上の場合を指す。

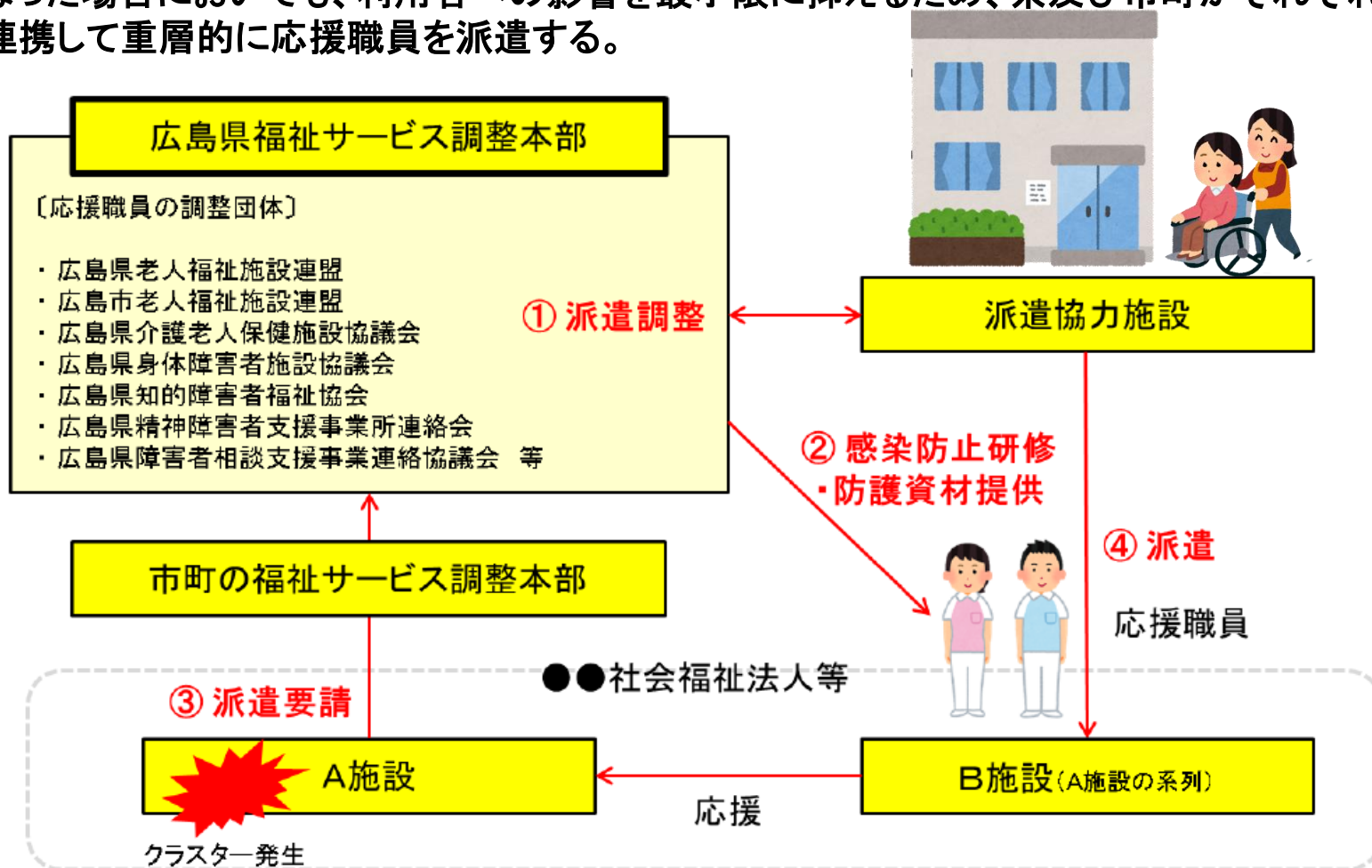
全サービス共通

○追加で必要な人員確保のための緊急雇用に係る費用、
割増賃金・手当、
職業紹介料、
旅費・宿泊費、
損害賠償保険の加入費用

2. 新型コロナウイルス感染症が発生した社会福祉施設等への 応援職員の派遣について

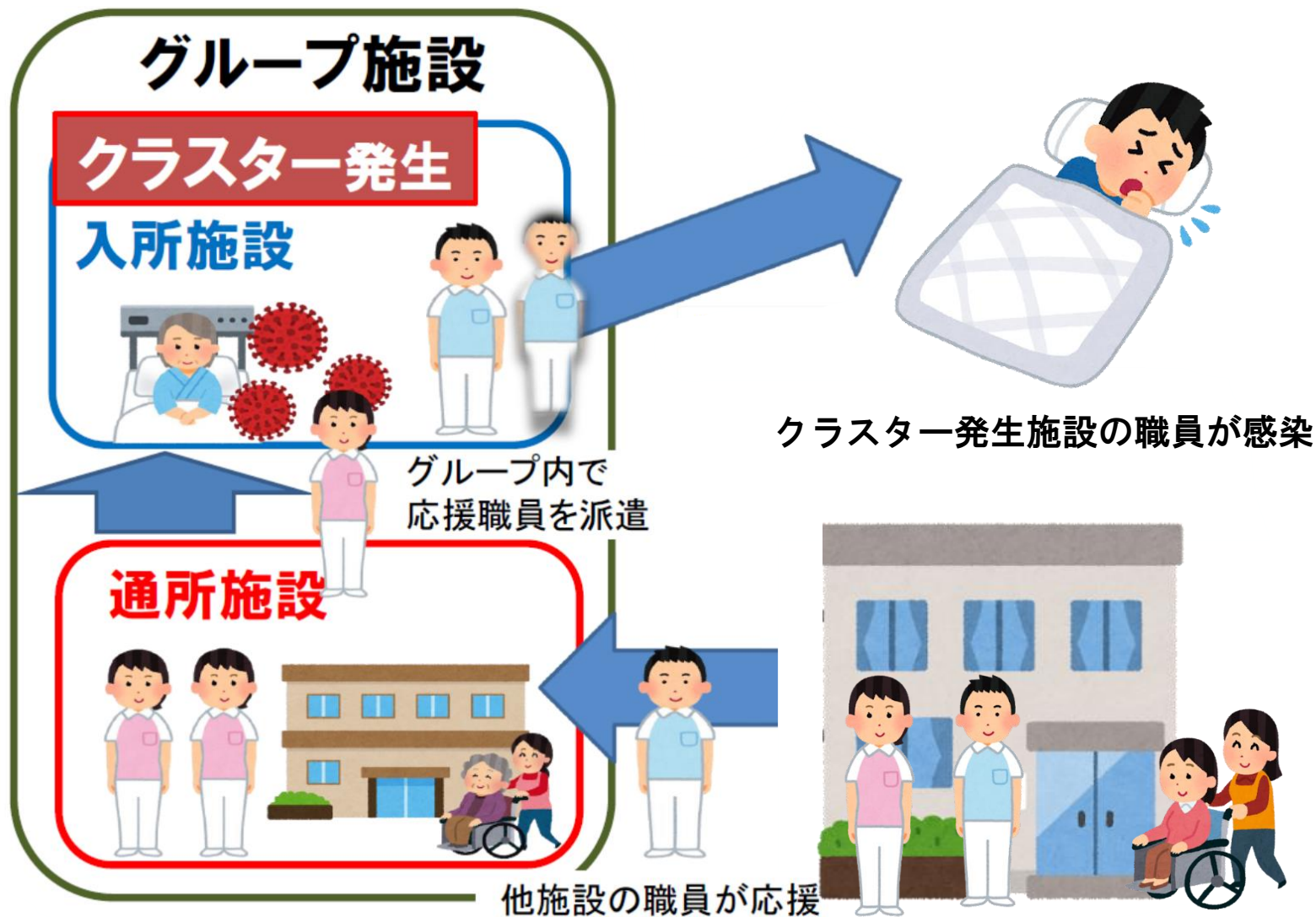
クラスターが発生した社会福祉施設等への応援体制

新型コロナウイルス感染症が入所型社会福祉施設等で発生し、当該法人のみでサービス提供が困難となった場合においても、利用者への影響を最小限に抑えるため、県及び市町がそれぞれ関係団体等と連携して重層的に応援職員を派遣する。



2. 新型コロナウイルス感染症が発生した社会福祉施設等への 応援職員の派遣について

クラスターが発生した社会福祉施設等への応援職員の派遣イメージ



2. 新型コロナウイルス感染症が発生した社会福祉施設等への 応援職員の派遣について

応援職員について

1 応援職員

原則として、発生施設のできるだけ近隣の施設等から派遣する。
ただし、二次感染のリスクを考慮し、次の者を除く。

ア 基礎疾患があるなど重症化のリスクが高い者

イ 妊娠している者又は妊娠している可能性がある者

2 派遣期間

派遣先施設等からの要請により決定するが、最大で4週間とする。

3 業務内容

応援職員は、原則としてPCR検査の結果が陽性の者以外の利用者（PCR検査の結果は陰性だが感染者と接触があった者を含む。）への支援等を行う。

また、応援職員を派遣する際には、派遣元と派遣先が応援職員の勤務条件、費用負担等について協定等により取り決めを行う。

2. 新型コロナウイルス感染症が発生した社会福祉施設等への 応援職員の派遣について

応援職員の派遣に要する費用の負担

応援職員の派遣に要する費用については、基本的に派遣先が負担することとし、その全部又は一部を県が支援する。

- ① 業務日数に応じた特殊勤務手当(危険手当)
- ② 派遣先施設等までの旅費及び宿泊費
- ③ 派遣元の事業所が負担する、従業員を対象とする傷害保険(賠償責任保険を含む。)の加入費用
- ④ 職員を派遣した期間及び職場に復帰するまでの待機期間の人件費
- ⑤ 派遣した職員の代替として雇用した職員の人件費及び職員を派遣することにより生じた残業手当

3. 連絡事項

(1) 新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス事業所等のサービス継続事業補助金

The screenshot shows the Hiroshima Prefecture website. The left sidebar contains navigation menus for various services. The main content area features a breadcrumb trail: [トップページ](#) > [障害福祉サービス等事業者に関する情報](#) > [新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス事業所等のサービス継続事業補助金について](#). Below the breadcrumb is a large pink banner with the title "障害福祉サービス等事業者に関する情報". A dark red banner below that contains the main heading: "新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス事業所等のサービス継続事業補助金について". To the right of this heading is a print icon and the text "印刷用ページを表示する 掲載日：2022年7月28日". The main text explains that the subsidies are provided to support the continuation of services for facilities and businesses affected by COVID-19. A "【注意事項】" section notes that the subsidies apply to facilities and businesses in Hiroshima, Hamamatsu, and Fukuoka cities. Below the text are two numbered sections: "1 対象事業所" and "1 障害福祉サービス施設・事業所等のサービス継続事業". The second section includes a note about disinfection and staff safety measures.

【広島県ホームページ】

トップページ⇒組織でさがす⇒健康福祉局⇒障害者支援課⇒事業所の方へまとめサイト(指導検査グループ)⇒助成金・補助金⇒新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス事業所等のサービス継続事業補助金について

<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/62/servicekeizoku.html>

3. 連絡事項

(2) 新型コロナウイルス感染症発生状況報告について

- ・5類移行後は原則として県の障害者支援課への報告は中止
- ・クラスター発生時や重篤患者等の発生時には保健所への報告をお願いします

